

Title	日英語依頼表現における補償方法 : 「関係体」の必要性
Author(s)	春木, 茂宏
Citation	Osaka Literary Review. 37 P.1-P.12
Issue Date	1998-12-24
Text Version	publisher
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/25423">https://doi.org/10.18910/25423</a>
DOI	10.18910/25423
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 日英語依頼表現における補償方法： 「関係体」の必要性

春 木 茂 宏

## 1. 序

小論では、どうして(1)の英語の依頼表現を日本語では(2)のように訳す(また、訳しにくい)のかという疑問点を解明したい。

(1) Can / Could / Will / Would you carry this for me?

(2) a. これを持って{もらえますか/いただけますか/くれますか/ください(ますか)}。

b. \*これを{持てますか(持つことができますか)/持ちますか(持とうと思いますか)}。<sup>1</sup>

(1)のような依頼の表現形式<sup>2</sup>を分析する際、語用論においては発話行為論に基づく分析が行われている。例えば、聞き手にある行為を行う能力や意図があることを尋ねることで依頼という発話行為が特定化されるというような語用論的原則<sup>3</sup>をたてるものである。さらにそのような語用論的原則を満たす依頼表現は多くの言語で観察され普遍性の高い原則であることが一般に認められている。しかし、(2b)の例からわかるように日本語で依頼を遂行する場合、発話行為論に基づく語用論的原則が(全く不可能ではないにしても)必ずしも十分にあてはまるとは言えない。つまり、語用論的原則だけを考えていると(2b)のような発話の不自然さが生み出されてしまう。これを解決するには少なくとも二つの問題を明らかにする必要がある。第一に、発話行為論に基づくような語用論的原則は英語の発話行為表現形式への偏りがある。語用論的原則は必ずあると考えられるが言語使用は特定の言語共同体との相

互依存的関係で成立するため各言語における原則を立てる必要がある。第二に、現実の自然言語における表現形式選択の際には必ず聞き手との相互作用における要因が関わっており、現実社会での相互作用の要因を明らかにする必要がある。

小論では、第二の問題にのみ焦点を当て次の二点を明らかにしたい。(i) 社会言語学的接近法に強く立脚し、特にポライトネスに関する要因に焦点を当てることで、依頼表現形式の選択におけるメカニズムを考える。その場合、(ii) 特に日本語における依頼表現形式を記述するには「関係体 (relatum)」という社会構成概念を考慮に入れる必要がある。

## 2. Face の補償ストラテジーとしてのポライトネス

Brown and Levinson (1978, 1987) ではポライトネスを“face”という人間が持つ心的欲求に基づくストラテジー（方略）の選択であるとする強力な理論を提案した。Brown and Levinson (以下 B & L) によると face とは自分自身をこのように見てもらいたいとする社会に対する自己像でありかつ個人が満たそうとしている欲求で、以下の二つの側面を持つ。

- (3) negative face: the want of every 'competent adult member'  
that his actions be unimpeded by others.  
positive face: the want of every member that his wants be desirable to at least some others.  
(Brown and Levinson 1987: 62)

そして、ポライトネスとは話し手が特定の face を脅かす行為を遂行しなければならない場合に様々なストラテジーを選択して聞き手の face を脅かす度合いを弱める・補償する (redress) ということであると考えられる。個人が持つ face には二種類あることから、ポライトネスの種類にも聞き手の positive face を補償する positive politeness と聞き手の negative face を補償する negative politeness の二種類あり、(4-5) に例示されるよう

に、ストラテジーに伴って様々な表現形式が選択される。

- (4) Come here, {*mate* / *honey* / *buddy*}. (ibid., 108)  
 (5) Could you carry this for me?

(4) では呼びかけ語で仲間意識を示し聞き手が持つ望みは話し手とも共通であることを暗示することで、聞き手の *positive face* を満たそうとする *positive politeness* である。一方、(1) や (5) では聞き手に選択権を与え依頼の遂行を拒否する可能性を示唆し条件法を用いることにより依頼遂行の条件に疑問を投げかけることで、聞き手の領域の侵害を補償する *negative politeness* である。このように、実際の対話においては、特定の *face* を補償しようと様々な表現形式が選択される。

### 3. 依頼表現形式と *face* : Brown and Levinson (1987) の問題点

さて、依頼表現形式に言語化されるようなストラテジーは実際にどのようなものであろうか。この節では B & L の *face* 理論にしたがい日英語の依頼表現を観察することで、*face* 理論の不備な点を示したい。まずは、以下の (6-7) の例<sup>4</sup> を詳しく観察する。

- (6) a. May I borrow?  
 b. Would you mind if I borrowed?  
 c. Would it be all right if I borrowed?  
 d. I wonder if I could borrow.  
 e. Do you mind if I borrowed?  
 f. I was wondering if I could borrow.  
 g. Do you think I might borrow?  
 h. Do you have a pen I can use?  
 i. Is it all right if I borrow?  
 j. Can I bother you for a pen?  
 k. Could you lend me?                      q. Got a pen I can use?  
 l. Would you lend me?                      r. Can I steal?  
 m. Could I borrow?                          s. Let me borrow.

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| n. Can I borrow?    | t. Lend me. |
| o. Can you lend me? | u. A pen.   |
| p. Can I use?       | v. Gimme.   |

- (7) a. お借りしてもよろしいでしょうか。  
 b. 貸していただけますか。  
 c. 貸していただきたいんですけど。 l. 使っていい。  
 d. お借りできますか。 m. 借りていい。  
 e. 貸していただけますか。 n. 貸してくれる。  
 f. 貸してくださいませんか。 o. 貸してよ。  
 g. 貸してもらえませんか。 p. いい。  
 h. 貸してください。 q. ペン。  
 i. 貸してくれませんか。 r. 借りるよ。  
 j. いいですか。 s. 貸して。  
 k. 貸してほしいんですけど。 t. ある。

(6-7) をストラテジー別に分類するとおおよそ以下のようにになると考えてよいであろう。

- (I) 聞き手に決定権を与えるような形式的表現を用い、聞き手に課せられた拘束力を弱め、聞き手の自由度を高める。  
 (6a, 6m, 6n, 6p / 7a, 7d, 7j, 7l, 7m, 7p)
- (II) 依頼が聞き手の領域を侵害するかどうかを直接尋ね、聞き手に決定権を与えるもの。(6b, 6c, 6e, 6i, 6j /  $\phi$ )
- (III) 話し手が依頼を遂行したい考えを抱いていることを示すことで、まだ聞き手の領域には侵害する前の段階であることを示すもの。  
 (6d, 6f / 7k)
- (IV) 依頼に関する可能性や意志を尋ね、聞き手に意向を尋ねることで、聞き手の自由度を高める。(6k, 6l, 6o /  $\phi$ )

- (V) 依頼に関する前提条件を尋ねることで、表現上は直接聞き手の行動を拘束しないもの。(6h, 6q, 6u / 7q, 7t)
- (VI) 依頼が聞き手の想定する行為によるものとして示し聞き手の自発性を示すもの。(6g /  $\phi$ )
- (VII) 命令形。(6s, 6t, 6v /  $\phi$ )
- (VIII) その他。(6r / 7o, 7r, 7s)
- (IX) 補助動詞「ていただく」、「てくださる」、「てもらおう」、「てくれる」が付くもの。(  $\phi$  / 7b, 7c, 7e, 7f, 7g, 7h, 7l, 7n)

方 略	英 語	日 本 語
I	6a, 6m, 6n, 6p	7a, 7d, 7j, 7l, 7m, 7p
II	6b, 6c, 6e, 6i, 6j	該当なし
III	6d, 6f	7k
IV	6k, 6l, 6o	該当なし
V	6h, 6q, 6u	7q, 7t
VI	6g	該当なし
VII	6s, 6t, 6v	該当なし
VIII	6r	7o, 7r, 7s
IX	該当なし	7b, 7c, 7e, 7f, 7g, 7h, 7l, 7n

表1 日英語依頼表現に見られる補償ストラテジー

依頼は聞き手の将来の行為を指定し拘束するため聞き手の negative face を脅かす FTA (face threatening acts) である (Brown and Levinson 1987:65-66)。したがって、話し手が選択するストラテジーには negative politeness が中心となる。(I-IV) でも直接的な、(V-VI) でも間接的な、negative politeness であり、英語の依頼表現では大半 (22 発話中 18 発話) が日本語の例 (7) においても半分弱 (20 発話中 9 発話) が相当する。その他、(VII) は命令文形式、<sup>5</sup> (VIII) は冗談や話し手と聞き手との親密さを示す positive politeness、(IX) は補助動詞をつけるものである。全体的に見る

と、日英両言語において face を補償するストラテジーとしての表現形式は使用され、face の概念の普遍性は認められる。

しかしながら、ここでは補償方法の(Ⅱ・Ⅳ・Ⅵ・Ⅸ)の両言語での差に注目したい。ここに face 理論だけでは説明できない言語使用の実態、すなわち、二つの問題点がある。まず第一の問題点は、face が日本語の依頼表現においても使用されているのは明らかであるのに、補償方法(Ⅱ・Ⅳ・Ⅵ)のような聞き手の negative face に関わるストラテジーはどうして選択されないのか、(8)の不自然さは何か、である。

- (8) a. (Ⅱ) # ペンを貸すことは{嫌ですか／気にしますか}。  
 b. (Ⅳ) # ペンを{貸せますか／貸すことができますか／貸そうと思えますか}。  
 c. (Ⅵ) #? ひょっとして私がペンを借りようとしていると思えますか。

第二の問題点はもっと重大である。B & L の face 理論では、日本語の補償ストラテジー(Ⅸ)は全く捉えられなくなってしまう。<sup>6</sup>

そこで、上の二つの問題点を解決するような提案を次節で行いたい。この解決のためには日本文化論で議論されている「関係体」という社会構成概念が必要であることを示す。

#### 4. 「関係体」による制約：日本語依頼表現に見られる補償方法

では、日本語の依頼表現のストラテジー(Ⅸ)において補償されている要素は何であるのか。それは、補助動詞「ていただく」、「くださる」、「てもらう」、「てくれる」により言語化されている話し手と聞き手との間の「恩恵の授受」という関係そのものであると考えられる。例えば、(9)の発話を同一人物に対して行う場合、(9a)よりも(9b)の方がより聞き手に配慮しているが、これは(9a)とは異なり(9b)は話し手は聞き手からの恩恵をうける

という関係を言語的に明示しているためである。さらに (9c) が丁寧なのは尊敬語・謙譲語によって話し手と聞き手との関係—上下関係—がさらに強調されているためである。

- (9) a. その本とって。  
 b. その本とって{くれる／もらえる}。  
 c. その本をとって{くださる／いただける}。<sup>7</sup>

補償ストラテジー (IX) では丁寧度のレベルは異なっても、四つの補助動詞は恩恵の授受という話し手と聞き手との関係を共通に記号化し、依頼という FTA に対する補償として成立している。

この事実に注目して、濱口 (1996, 1998) による「関係体 (relatum)」という概念を依頼表現の振る舞いの分析に導入することを提案したい。濱口によると、「関係体」とは以下のように述べられている。<sup>8</sup>

- (10) これに対し、「関係体」というのは、当体が置かれた状況との具体的・特定のな連関性を、捨て去ることのできない所与的なものとしての自システムに包摂し、その結果、構成された自=他をともに包み込む生活空間を、不確定的ではあっても相互に関連づけて制御し、システム秩序を維持していこうとする主体システムを指している。いわば関与的主体とでも言うべき形態であって、関係性それ自体が行為主体を構成している場合である。 (濱口 1998:15-16)

濱口にしたがうと、関係体の制約を受けて社会は構成され人間の行動は制御されていると考えられる。つまり、待遇行動においてこの関係体が働くと、話し手は常に聞き手との関係やその場の状況との密接な連関性から制約を受けて言語行動を行っていることになる。そして、日本語の依頼表現の補償ストラテジー (IX) はこの関係体の制約を受けた話し手の認識を顕在化している言語的待遇行動であると適切に記述できる。さらに、日本語の敬語体系そ



のものも関係体認識を記号化する体系であると考えられることは可能であり自然なことである。例えば、おおよそではあるが依頼表現形式での四種類の補助動詞は、『「てくれる／てもらう」は「話し手と聞き手との恩恵の授受」という関係体認識を記号化している』、『「てくださる／いただく」は「恩恵の授受」と「恩恵の与え手を高める」という二つの関係体認識を記号化している』と正しく記述できる。<sup>9</sup>

また、関係体という社会構成概念の制約を取り込んだ社会語用論的原則<sup>10</sup>を立てることができる。

(11) 日本語共同体では「関係体」に基づく言語行動を優先的に選択せよ。

(11)の原則からストラテジー(Ⅱ・Ⅳ・Ⅵ・Ⅸ)での振る舞いの違いは、関係体により制約を受けた表現形式が優先的に選択されるためであると説明できる。まず、日本語で補償ストラテジー(Ⅸ)が使用されるのは、(11)のような社会語用論的原則があるために話し手と聞き手との関係をより明示しようとする待遇表現体系の中での表現形式が選択されるためである。つぎに、補償ストラテジー(Ⅸ)が英語で選択されないことと補償ストラテジー(Ⅱ・Ⅳ・Ⅵ)が日本語では選択されにくいことも、日英語での社会語用論的原則の優位性によって説明できる。前者に関しては、B & Lがfaceに基づくポライトネス理論を提案したことからわかるように英語共同体では個人主義的faceに制約を受ける社会語用論的原則が独占的優位性<sup>11</sup>を持っている。したがって、あえて関係を顕在化するような補償ストラテジーを選択する必要はなく、仮に選択した場合は皮肉のような別の含意を引き出すことになる(Brown and Levinson 1987:183)。一方、後者では原則(11)の優位性があるためであり、その優位性にしたがわずに(12)のような表現方法を選択するならば、やはりへつらいや過度のまわりくどさのような他の含意を生み出してしまうことになる。

- (12) a. \*窓を開けることは{嫌ですか／気にしますか}。  
b. \*窓を{開けられますか／開けようと思いますか}。  
c. \*<sup>?</sup>ひょっとして私が窓を開けるかもしれないと思っていますか。

以上のように、社会言語学的観点に強く立脚した接近法をとることで明らかになることは、依頼表現形式の選択と振る舞いの説明においては“face”と「関係体」という二つの社会構成概念が必要であるということである。この二つは各言語共同体における言語使用者の認識の中に同時に存在しているが、それらの優位性は言語共同体での社会構造により強く影響を受けている。したがって、表現形式選択のメカニズムには特定の社会語用論的原則が関わる。少なくとも、依頼表現形式の選択において、英語では face に基づく原則が非常に強い制約を与えており、対して、日本語では関係体に基づく原則が比較的強い制約を与えている。いずれにせよ、依頼表現形式の選択のメカニズムにおいては社会語用論的原則として考えられ得るような社会構成概念が必ず関わってくることは明らかである。

## 5. 結語

小論では、社会言語学的立場から「関係体」という社会構成概念を導入することで、依頼表現形式の選択におけるメカニズムを社会語用論的原則という形で明らかにした。そのような原則の言語共同体における優先順位により依頼表現の振る舞いを部分的にはあるが説明できることを示した。特に日本語共同体では「関係体」という社会構成概念が比較的強い制約を日本語の依頼表現形式の選択に与えていることを示した。その一方で英語の依頼表現形式の選択では個人主義的な face という社会構成概念が非常に強い制約になっていることも示すことができたと思う。そして、依頼表現形式の包括的な研究のためには「関係体」による観点が不可欠であることも示せたと思う。

また、本研究の可能性は依頼表現だけにとどまらない。「関係体」の導入

により、日本語の敬語体系や終助詞に関する考え方の基盤も提供できるし、鈴木(1973)が詳しく示したような呼称に対する分析には必要不可欠であろう。ただし、この「関係体」という概念自体がまだまだ未熟な概念であるということは否めない事実であるが、これは今後の研究に期待したい。

### 注

- 1 小論において # は単一の依頼発話として不可能ではないがかなり不自然であるということの意味する。
- 2 小論で用いる「表現形式」とは、平叙文・疑問文・命令文のような文形式から法助動詞・副詞句・条件節・遂行節などの言語形式を全てを含むものである。
- 3 Gordon and Lakoff (1975) や、Searle (1975) を参照。
- 4 (6) および(7)の例文は井出他(1986)の研究から引用した。この引用に関してまとまっているという以外に特別な理由はない。
- 5 日英語の依頼表現における命令文形式使用の差は一般に日本語の命令形ほど英語の命令文形式は使用の範囲が狭くないということが言われている。ただし、両言語においても、イントネーションなどの非言語的要素によって話し手と聞き手との極度の親密さを表すことで positive face を補償することはあるだろう。仲の良い親子や恋人同士の会話を考えると容易に想像できる。
- 6 Face の普遍性については様々な議論が出ている。Matsumoto (1988)、Matsumoto (1989)、Nwoye (1992)、Ide (1989) を参照。
- 7 丁寧語や否定や疑問化することでさらに丁寧度は高くなるがここでは「てくれる／てくださる／てもらう／ていただく」に焦点を当てるためにあえてこの形式にしておく。
- 8 Brown and Levinson (1987:61) で “public self” と述べるように face とは濱口(1998:15)での「個別体」に基づく社会構成概念であろう。B & L のポライトネス理論でも、言語による他者との相互作用において self とその face は最優先され補償されるべきものであることを示している。
- 9 Blakemore (1987) の手続き的情報の枠組みで菊池(1978)を再記述している。
- 10 社会用語論的原則とは特定の言語共同体での社会的慣習を明文化したものであるという程度に捉えていただいで差し支えない。
- 11 英語においても「関係体」に基づく表現形式選択のメカニズムはあると考えている。“Sir” や称号を使用することなどがそれに相当する。他の言語での敬語体系や人称の T / V 体系なども関係体認識が言語化されたものである。

## 主要参考文献

- Blakemore, Diane (1987) *Semantic constraints on relevance*, Blackwell, Oxford.
- Brown, Penelope and Stephen C. Levinson (1987) *Politeness: some universals in language Use*, Cambridge University Press, Cambridge.
- 土居健夫 (1971) 『甘えの構造』 弘文堂 東京.
- 濱口恵俊編著 (1996) 『日本文化は異質か』 NHKブックス 766 日本放送出版協会 東京.
- 濱口恵俊編著 (1998) 『日本社会とは何か』 NHKブックス 833 日本放送出版協会 東京.
- Ide, Sachiko (1989) "Formal forms and discernment: two neglected aspects of universals of linguistic politeness," *Multilingua* 8-2/3, 223-248.
- Ide, Sachiko (1993) "Nihonjin no uchi/soto ninchi to wakimae no gengo-siyo." [井出祥子 「日本人のウチ・ソト認知とわかまへの言語使用」 『言語』 Vol. 21 No. 12]
- 井出祥子他 (1986) 『日本人とアメリカ人の敬語行動—大学生の場合—』 南雲堂 東京.
- 菊池康人 (1978) 「敬語の性格分析—先学の敬語論と私自身の把握—」 『国語国文学』 第55巻 12号.
- 菊池康人 (1997) 『敬語』 講談社学術文庫 1268 講談社 東京.
- Matsumoto, Yoshiko (1988) "Reexamination of the universality of face: politeness phenomena in Japanese," *Journal of Pragmatics*, 12, 403-426.
- Matsumoto, Yoshiko (1989) "Politeness and conversational universals: observations from Japanese," *Multilingua* 8-2/3, 207-221.
- 三牧陽子 (1993) 「談話の展開標識としての待遇レベルシフト」『大阪教育大学紀要』 第42巻 1号 39-51.
- 三牧陽子 (1996) 「待遇レベルシフト」『言語探求の領域』 大学書林 東京.
- 南 不二男 (1977) 「敬語の機能と敬語行動」『岩波講座 日本語 4 敬語』 岩波書店 東京.
- 中根千枝 (1967) 『タテ社会の人間関係：単一社会理論』 講談社現代新書 105 巻 講談社 東京.
- Nwoye, Onuigbo G. (1992) "Linguistic politeness and socio-cultural variations of the notion of face," *Journal of Pragmatics*, 18, 309-328.
- Snow, Catherine E., Rivka Y. Perlmann, Jean Berko Gleason and Nahid Hooshyar (1990) "Developmental perspectives on politeness: sources of children's knowledge," *Journal of Pragmatics*, 14, 289-305.
- 鈴木孝夫 (1973) 『ことばと文化』 岩波新書 858 岩波書店 東京.

- Watts, Richard J. (1989) "Relevance and relational work: linguistic politeness as politic behavior," *Multilingua* 8, 131-166.
- Wierzbicka, Anna (1985) "Different cultures, different languages, different speech acts," *Journal of Pragmatics*, 9, 145-178.